

## II-3-[4] 国立少年自然の家の管理運営について(抄)

[昭和 58 年 10 月 19 日 文社青第 100 号  
各国立少年自然の家所長あて 文部省社会教育局長通知]

このたび、「国立少年自然の家の管理運営について」(昭和 50 年 10 月 1 日付け文社青第 134 号文部省社会教育局長通知)を廃止し、新たに「国立少年自然の家の管理運営について」(別添 1 参照)を定めました。

については、国立少年自然の家の管理運営に当たっては、今後これによるよう願います。

なお、国立少年自然の家において制定すべき諸規則のうち利用規則については、その準則(別添 2 参照)を定めたので、これに基づいてその整備を図られるよう願います。

(別添 1)

### 国立少年の家の管理運営について

(教育目標)

**1. 国立少年自然の家は、健全な少年の育成を図るため、少年を自然に親しませ団体宿泊訓練を通じて、次の各号に掲げる教育目標の達成に努めるものとする。**

- (1) 自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や自然に対する敬けんの念を培うこと。
- (2) 規律、協同、友愛及び奉仕の精神をかん養すること。
- (3) 自然の中で心身を鍛練し、自ら実践し、創造する態度を育てること。

(事業)

**2. 国立少年自然の家は、前記 1 の各号に掲げる教育目標を達成するため、次の各号に掲げる事業を主催事業又は受入れ指導事業として実施するものとする。**

- (1) 少年の野外活動を助長するための事業
- (2) 少年の団体活動を助長するための事業
- (3) 少年教育指導者その他の少年教育関係者の研修のための事業
- (4) その他健全な少年の育成に資するための事業

(運営の方針)

**3. 国立少年自然の家は、次の各号に掲げる事項に特別に留意して運営を行わなければならない。**

- (1) 過程や学校との連携の下に少年の広域的な交流を図るとともに、先導的な事業や運営を行い、その成果を広く公立少年自然の家その他の少年教育施設に及ぼし、その水準の向上に資するよう努めること。
- (2) 原則として 3 泊 4 日以上団体宿泊訓練が行われるよう努めること。
- (3) 立地条件を生かした特色のある事業や運営を行うよう努めること。
- (4) 利用者の年齢及び利用目的に応じた運営を行うよう努めること。
- (5) 広く少年教育関係者の理解と協力を得るよう努めること。
- (6) 利用者の安全を確保すること。
- (7) 民間有志指導者(ボランティア)の協力を得るよう努めること。

**4. 国立少年自然の家は、その施設・設備を次の各号に掲げる利用に供してはならない。**

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をするための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動をするための利用
- (3) 専ら営利を目的とする活動をするための利用

(利 用)

**5. 国立少年自然の家を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす義務教育諸学校の児童、生徒の団体及び少年教育指導者その他の少年教育関係者の団体とする。ただし、主催事業その他国立少年自然の家の所長(以下「所長」という。)が特に認める場合は、この限りではない。**

- (1) 成人又は青年の引率責任者が定められているもの
- (2) あらかじめ具体的な活動計画を定めているもの

**6. 国立少年自然の家の利用に対する対価は、これを徴収しない。**

**7. 利用者の生活時間は、各国立少年自然の家の地理的条件等の実態に即して所長が定めるものとする。生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設けるものとする。**

(以下 略)

(別添 2)

## 国立〇〇少年自然の家利用規則

(趣旨)

### 第 1 条

国立〇〇少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の利用に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

### 第 2 条

少年自然の家を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす義務教育諸学校の児童、生徒の団体及び少年教育指導者その他の少年教育関係者の団体とする。ただし、主催事業その他少年自然の家の所長(以下「所長」という。)が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 おおむね 5 人以上の団体で、成人又は青年の引率責任者が定められているもの
- 二 あらかじめ具体的な活動計画を定めているもの

(利用の条件)

### 第 3 条

利用者は、活動計画に基づいて少年自然の家に少なくとも 24 時間以上滞在するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認めた場合は、この限りでない。

(以下 略)